

第4次川西町男女共同参画推進計画 アクションプラン

令和3年2月

山形県川西町

第1章 アクションプランの策定にあたって

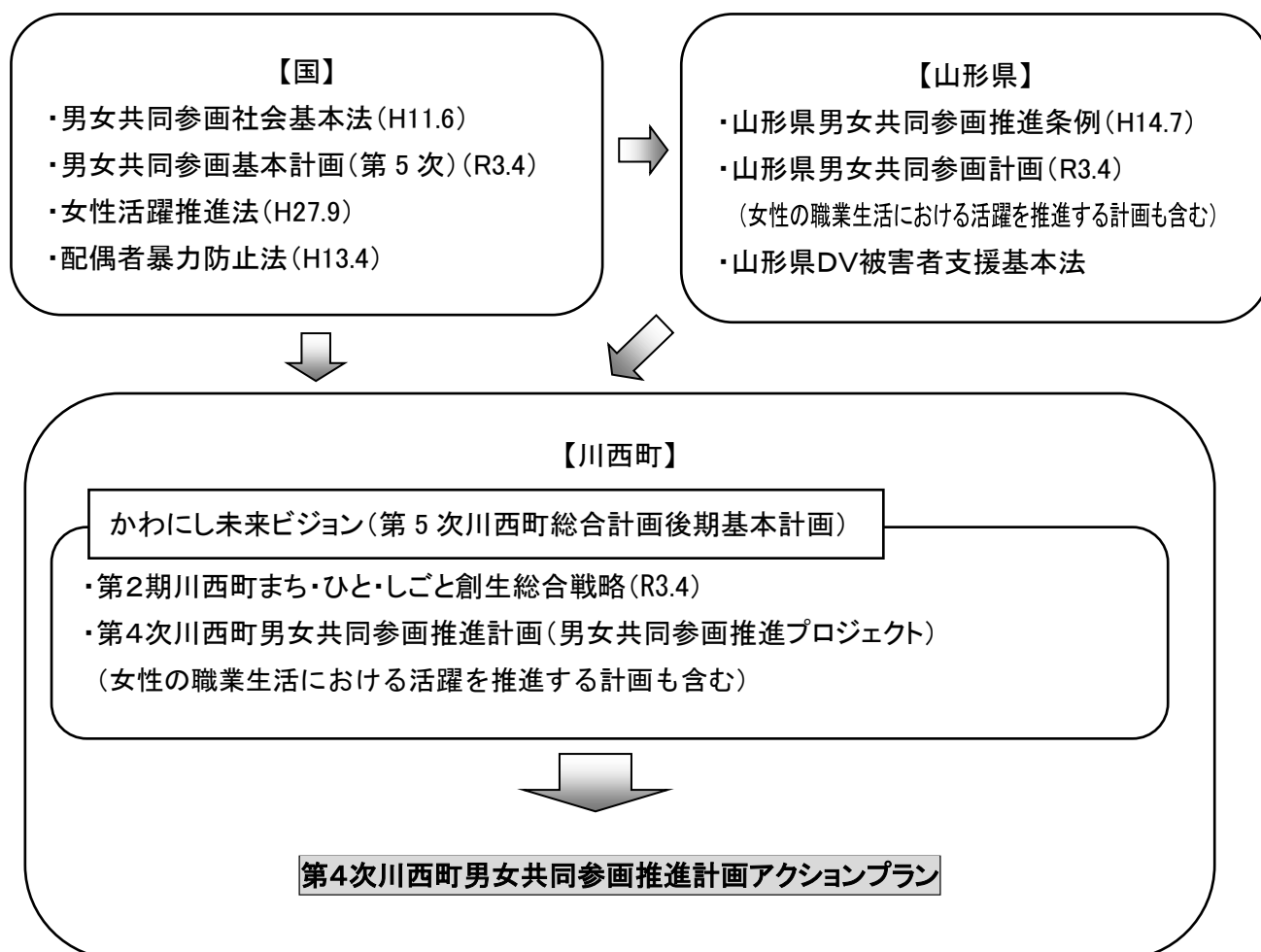
1 アクションプラン策定の趣旨

国内では、女性就業者の増加や女性の社会進出が著しく進んできました。国では、これらの社会情勢を踏まえ、職場・地域・家庭等のあらゆる分野において男女平等による社会構築が進められています。本町においても女性の働きやすい環境づくりとして子育てや介護サービスの充実をはじめ、男女共同参画社会の課題である固定的役割の解消に向けて取り組んできました。しかしながら、依然として男女共同参画の理念が十分に浸透していない状況です。

本町の課題である人口減少や高齢化社会の課題解消に向けては、さらなる男女共同参画社会の構築が必要であるため、第4次川西町男女共同参画推進計画アクションプラン（以下「アクションプラン」という）は、令和3年度からスタートする「第4次川西町男女共同参画推進計画（男女共同参画推進プロジェクト）」の実効性を高めるため策定するものです。

2 アクションプランの位置づけ

本アクションプランは、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画後期基本計画）に位置づけした第4次川西町男女共同参画推進計画及び主要プロジェクトの具体的な行動計画として位置づけします。



3 社会情勢の変化

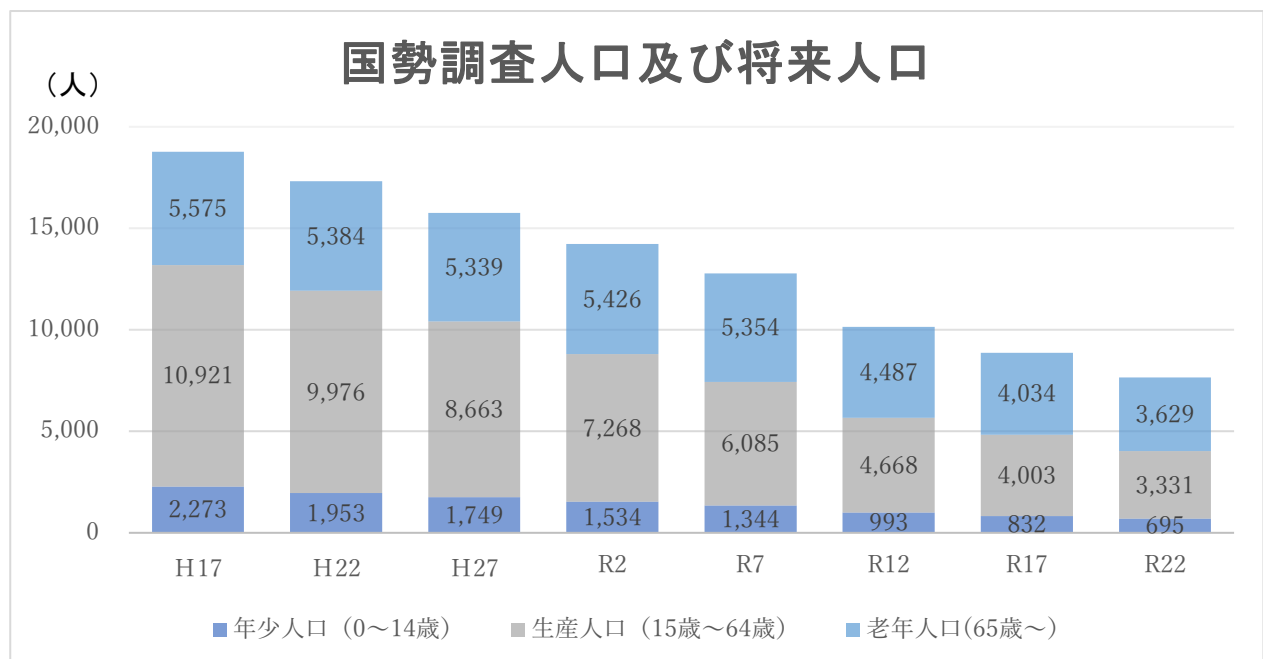
社会の中には、いまだに「男性は仕事、女性は家庭」に代表される男女の固定的な役割分担意識や男性優位の慣習が根強く残っています。しかし、高度経済成長期以降は女性就業者の増加、ライフスタイルや働き方の多様化、誰もが仕事と生活を両立することが出来るワーク・ライフ・バランスの取り組みが進められ、男性の育児休業制度や男性の家事・育児等への参画が求められています。また、近年においては人口減少や高齢化により、担い手の確保と多様な考え方を取り入れることが求められております。

国では、これらの社会情勢を踏まえ平成11年に「男女共同参画社会基本法」を定め、平成27年には「女性活躍推進法」を制定し、女性の参画拡大と男性中心型労働慣行の意識改革を進めています。また、将来的なリーダー候補者を増やすため女性採用・登用の促進をしています。このような中で、国内では家庭内暴力をはじめ、ひとり親家庭や生活困窮者が増加傾向にあります。また、国際社会では持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「SDGs（エスディージーズ）」で、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。町では、これらの情勢を踏まえ、町民一人ひとりの考えを尊重し、誰もが安心して生活できる社会環境この取り組みを進めていきます。

4 本町の現状と課題

(1) 人口構造における課題

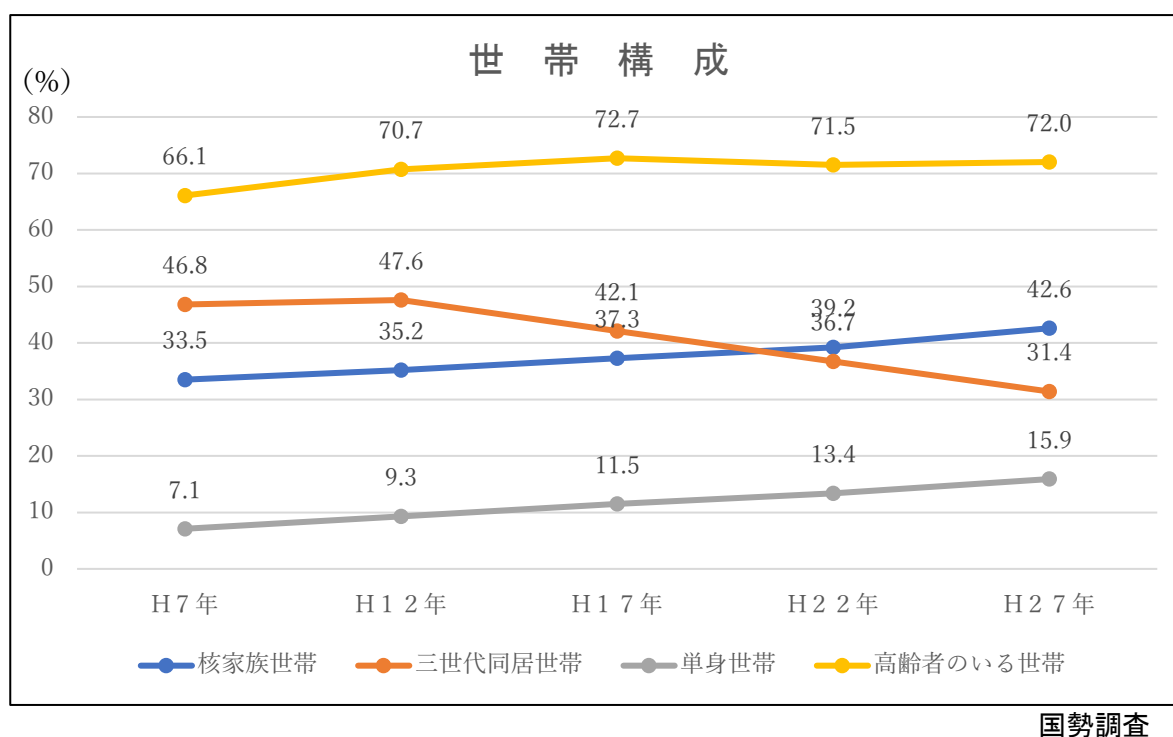
我が国では、少子高齢化の傾向が今後も続くことが見込まれています。今後の課題としては、地域社会の担い手の確保と多様な考え方を取り入れた地域づくりが求められます。これまで地域社会における活動や役員は、男性の役割として認識されてきましたが、持続可能な地域社会の形成に向けては、多様な視点を持った地域づくりが必要です。そのためには、男性及び女性の意識改革を図るとともに、多様な視点や知恵を取り入れるなど、誰もが参画しやすい環境をつくる必要があります。また、今後の高齢化社会に向けては、心身ともに健康であることが必要であるため「生涯を通じた心身の健康づくり」が必要です。



(2) 世帯構成における課題

本町の三世帯同居の割合は、平成 27 年には 31.4% となり平成 22 年より 5.3% 減少しました。その一方で単身世帯や核家族世帯は増加傾向にあります。核家族世帯の増加要因としては、ライフスタイルや働き方の多様化、多様な価値観などが要因とされています。核家族世帯では、共働きの世帯もいる中で女性への負担が大きい傾向があります。このようなことから、男性の家事や育児など家庭内の協力体制が不可欠であり、仕事と育児の両立を推進するため男性の育児休業を取得しやすい環境整備が必要です。町では、町内事業所への普及促進を図るとともに、就業者におけるワーク・ライフ・バランスを確立するため、男女共同参画に対する男性の理解促進を図る必要があります。

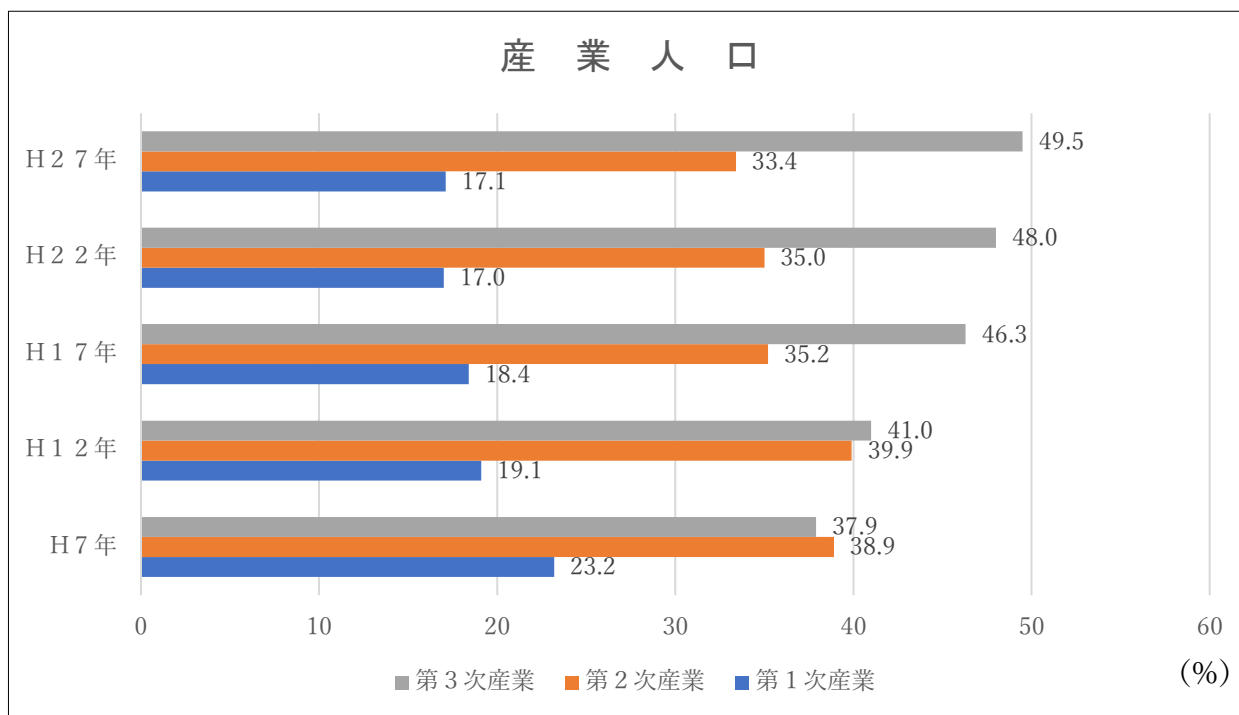
また、ひとり親家庭の割合は平成 27 年には 3.7%（平成 22 年は 3.5%）で増加傾向となり、その中には生活が困難等の課題があり、経済的な支援や相談体制の充実など多方面からの支援が必要です。



(3) 働き方の変化における課題

国内の産業別人口の傾向は、農業関係の第 1 次産業及び工業関係の第 2 次産業の従事者が減少し、小売業やサービス業関係の第 3 次産業の従事者は増加傾向にあり本町も同様です。町の基幹産業である農業においては、高齢化が進み町内のみならず町外及び外国人も含めた多様な担い手の確保が課題となっています。このような中で、農業や起業に関心を持つ女性が増加傾向にあります。町内では女性農業者や 6 次産業による起業者がおり、あらゆる分野における担い手確保を図るためには、多様な働き方に対する支援が必要です。

また、職場においては性別による働き方や格差がいまだに残っています。今後は、経済成長を図るうえでも多様な考え方の受け入れが不可欠であるとしています。多様な価値観を取り入れることは、事業所における社会的評価の向上にも繋がります。町では、これらのことを踏まえ誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画の普及促進や意識啓発を図ることが必要です。



国勢調査

5 計画推進の視点

(1) 多様性をみとめあう社会の推進

男女共同参画社会では、視野を広げ多様な価値観を認め合うことが必要です。そのためには様々な機会や交流を通して互いを理解することが求められています。

(2) 家庭・教育現場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を推進するには、幼少期からの意識づくりが必要です。昨今、人権に対する考え方やライフスタイルの多様化により、徐々に固定的役割に対する意識は変化していますが、更なる男女共同参画の推進に向けた取り組みが求められています。

(3) 政策・方針決定及び地域における女性の参画拡大

今後、社会情勢が変化する中で誰もが安全安心に暮らしていくためには、性別にとられない意見や知恵が必要であり、様々な分野において女性の意思決定の場への参画が求められています。

(4) 働きやすい環境の整備促進

働く労働者が対等な立場で生き生きと働くことができる環境整備が求められています。そのためには、子育てや介護サービスの充実により働きやすい環境づくりが求められています。

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

仕事と生活の調和は、持続可能な社会を形成する上でも重要です。そのためには、社会全体に対してワーク・ライフ・バランスの普及促進が求められています。

（６）女性の職業生活における活躍の推進

活力ある社会実現のためには、女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっています。女性活躍推進法により、女性の採用や昇進等の機会の積極的な提供や活用、職業生活と家庭生活の両立のための環境整備など、職業生活における女性の活躍の推進が求められています。

（７）健康元気づくりの促進

生涯を通じて心身共に健康で生活するために、健康増進を図ることが必要です。一人ひとりが豊かに暮らすために、ライフステージに応じた健康教育が求められています。

（８）生活上様々な困難を抱える人への対応

家族形態が多様化し、単身世帯も増加しています。その中でもひとり親家庭や貧困世帯をはじめ高齢者・障がい者による生活困窮者が課題となっており、経済的支援や相談体制の充実が求められています。

（９）人権尊重の推進

男女の性別にかかわらず、互いの能力や個性を認めあうことは、男女共同参画社会を構築するうえで重要な基盤です。しかし、国際的には人種差別などの問題をはじめ、国内ではドメスティックバイオレンスや児童虐待など人権を著しく侵害する事件があることから、人権尊重意識の醸成とあらゆる暴力を許さない社会の形成が求められています

6 計画推進の柱

男女が協調して活力ある地域社会を築いていくために、家庭や地域、職場における男女共同参画意識の醸成を目指すため、下記の取り組みを進めます。

（１）男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会を推進するには、子どもの頃からの意識づけが必要です。その為には家庭や教育現場における意識づくりが重要です。また、これまで地域社会における役割や国や地方自治体の政策方針の決定には、女性の意見を反映させる場が限られていました。少子高齢化の中で誰もが安全安心に暮らすためには、多様な意見や知恵が必要です。また、男女共同参画社会では価値観、慣習、性別、年齢、国籍、個性の違いを認め合うことが求められており、様々な機会や交流を通して互いを理解することが必要です。

（２）能力を発揮し活躍できる環境の整備

男女共同参画の推進においては、誰もが働きやすい環境を整えることが不可欠であり、子育てや介護サービスの支援の充実と家庭における協力体制が必要です。また、誰もが生き生きとした生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発が必要です。さらには、女性独自の視点を生かした起業等が増えており、その能力を発揮し活躍できる環境の整備が必要です。

（３）健康で豊かに暮らせる環境の整備

誰もが生涯心身共に安心して生活するためには、健康の保持促進を図ることが必要です。また、ドメスティックバイオレンスや児童虐待などの事件が多発しており、関係機関の連携を強化し、きめ細やかな対応を図ることが必要です。さらには、家庭内暴力等により、ひとり親となるケースや高齢・障がい等により生活上困難に直面する人が増加しており、自立に向けた支援や相談の充実が必要です。

７ 計画期間

令和３年度から令和７年度までの５年間とします。

第2章 具体的な取り組み

1 男女共同参画意識の醸成

■多様な価値観をみとめあう交流の促進

主な施策	具体的施策	担当課
学習の場の提供	国、県が開催する学習会、研修会への参加の推進	関係各課
多様な交流の促進	国際交流団体との連携、支援	まちづくり課
	障がい者の社会参加の促進	福祉介護課

■家庭や教育現場における男女共同参画の推進

主な施策	具体的施策	担当課
子どもたちへの男女共同参画の意識づけの促進	一人ひとりの個性を育む学びの機会の提供	教育文化課
	キャリア教育の充実	教育文化課
教育現場における男女共同参画の促進	教育現場への意識啓発	教育文化課
家庭での男女共同参画意識の向上	男女の家庭での固定的役割分担を見直す事業の開催	まちづくり課 教育文化課 健康子育て課

■地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

主な施策	具体的施策	担当課
防災、交通安全等の分野における男女共同参画の促進	防災、交通安全等の分野における男女共同参画の促進	総務課 安全安心課
地域づくりにおける男女共同参画の推進	地域づくりにおける男女共同参画の基盤づくり	まちづくり課 関係各課
団体・グループ活動の支援	男女共同参画に関心のある団体・個人の支援	まちづくり課
	ボランティア・NPO等の育成、支援	まちづくり課 教育文化課 関係各課

■様々な分野での男女共同参画のための情報発信

主な施策	具体的施策	担当課
男女共同参画のための情報提供	町報・ホームページ・パンフレット等を活用した意識啓発	関係各課

■政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な施策	具体的施策	担当課
女性委員不在の各種審議会及び委員会の解消	女性委員不在の各種審議会及び委員会の解消	関係各課
	女性の登用率の設定・促進	関係各課
各種既存団体への女性の参画・役員登用の促進	性別にとらわれない人材登用の促進	関係各課

2 能力を発揮し活躍できる環境の整備

■働きやすい環境整備

主な施策	具体的施策	担当課
子育て・介護を支える環境の整備	育児・保育の充実	健康子育て課 教育文化課
	子どもを望む家族への支援の拡充	健康子育て課
	介護を行う家族及び援助者への支援の拡充	福祉介護課
働きやすい職場づくり	育児休業制度、介護休業制度取得の促進	産業振興課

■仕事と生活の調和

主な施策	具体的施策	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発	まちづくり課 教育文化課

■女性の職業生活における活躍の推進

主な施策	具体的施策	担当課
多様な働き方の実現に向けた取組の推進	起業、経営のための支援	産業振興課
	女性のネットワーク作りの推進	産業振興課 農地林務課

3 健康で豊かに暮らせる環境の整備

■健康づくりの推進

主な施策	具体的施策	担当課
心と体の健康づくりの推進	ライフステージに応じた健康教育、健康相談の充実	健康子育て課
	地域スポーツの推進	教育文化課
健康、医療対策の充実	地域医療の充実	健康子育て課 住民課

■生活上様々な困難を抱える人への対応

主な施策	具体的施策	担当課
ひとり親家庭や貧困世帯への自立支援	子育て中のひとり親家庭や貧困世帯への経済的支援、相談体制の充実	住民課 健康子育て課 福祉介護課
高齢者福祉、障がい者福祉の充実	福祉サービスの充実	福祉介護課
	高齢者・障がい者の地域生活の支援推進	福祉介護課
	高齢者の集いの場と生きがいづくり・仲間づくり	福祉介護課

■人権尊重の推進

主な施策	具体的施策	担当課
人権尊重に関する啓発事業の推進	人権啓発事業の推進	住民課
ドメスティックバイオレンスの防止	ドメスティックバイオレンス等あらゆる暴力を防ぐための啓発	福祉介護課 まちづくり課 教育文化課
	相談機能、支援体制の充実	福祉介護課 健康子育て課
あらゆる暴力・虐待の防止	暴力・虐待防止に関する啓発	福祉介護課 健康子育て課 教育文化課
	相談機関との連携強化	福祉介護課 健康子育て課 教育文化課

目標数値

施策の柱	指標	基準値	目標値
		【令和元年度】	【令和7年度】
男女共同参画意識の醸成	男女共同参画講座の男性の参加率	50.0%	50.0%
	積極的に育児をしている父親の割合 (乳幼児健診アンケート)	63.5%	80%
	「男女共同参画社会」意味も含めた認知度	—	60%
	地域づくり組織の女性委員率	9.8%	15%
	審議会・委員会の女性委員比率	21.2%	30%
	女性委員を含む審議会・委員会の比率	88.0%	100%
能力を発揮し活躍できる 環境の整備	「ワーク・ライフ・バランス」意味も含めた認知度	—	60%
	子育て支援センター利用者数(0～2歳児)	2,200人	3,000人
	待機児童数	0人	0人
	放課後児童クラブ利用児童割合	36.3%	40%
	認定女性農業者数	6人	10人
	女性主体の起業活動数	19団体	20団体
健康で豊かに暮らせる環境の整備	総合型地域スポーツクラブ男性登録者数	81人	120人
	総合型地域スポーツクラブ女性登録者数	201人	230人
	健康相談・教育受講人数	3,102人	3,400人
	特定健診受診率(国保ベース)	49.6%	60%
	ひとり親家庭支援対象世帯数	124世帯	118世帯
	地域サロン数 ※いきいきサロン、住民主体の通いの場	56箇所	62箇所

第3章 計画の推進体制

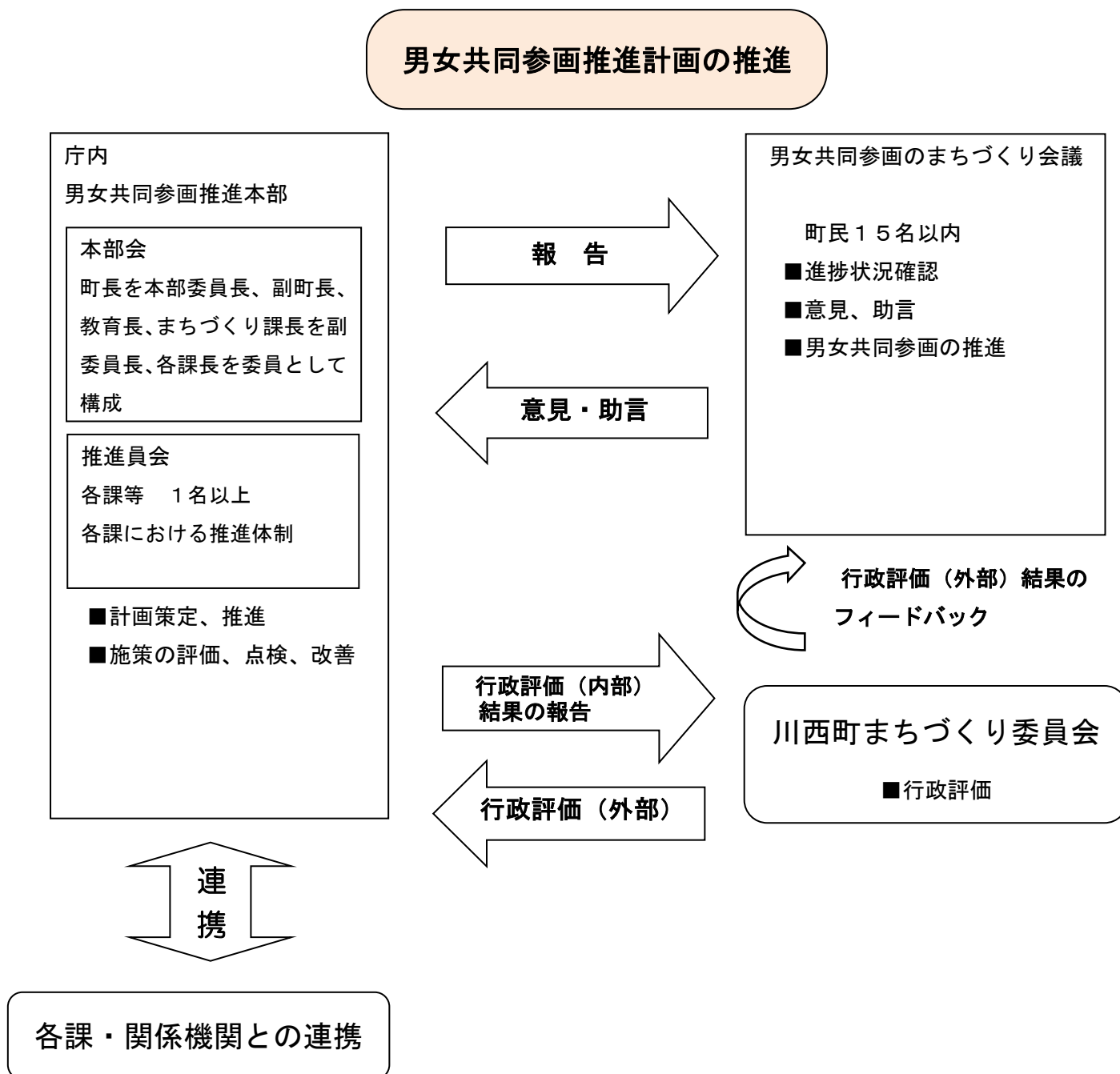
(1) 町民とともに推進する体制

町民の意見を反映させるために、「川西町まちづくり委員会」の行政評価（外部）結果を「男女共同参画のまちづくり会議」にフィードバックし、意見や助言をもらい事業に反映させることで計画の実効性や成果を高めます。

(2) 庁内での進行管理体制

町長部局に事務局を置き、行政内部の横断的組織として「本国会」及び「推進委員会」を設置し、計画を推進します。また、職員から広く意見を求め、計画推進に反映されるよう各課に男女共同参画推進員を配置します。

男女共同参画推進計画の推進



(3) 計画の整合性の確保

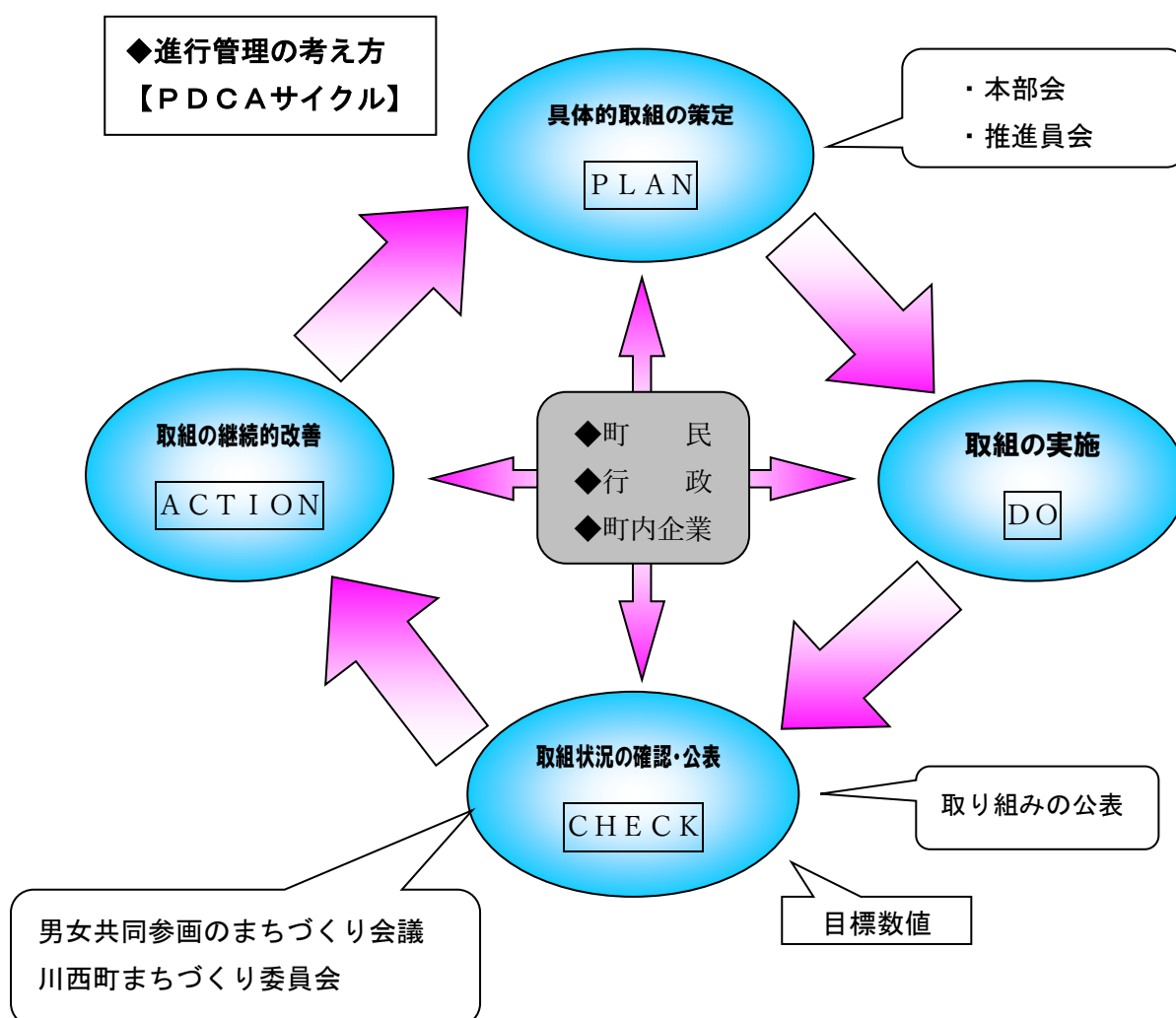
「かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画後期基本計画）・第4次川西町男女共同参画推進計画・男女共同参画推進プロジェクト」に示した男女共同参画関連施策に基づき、アクションプランとの整合性を図ります。

(4) 国、県との連携

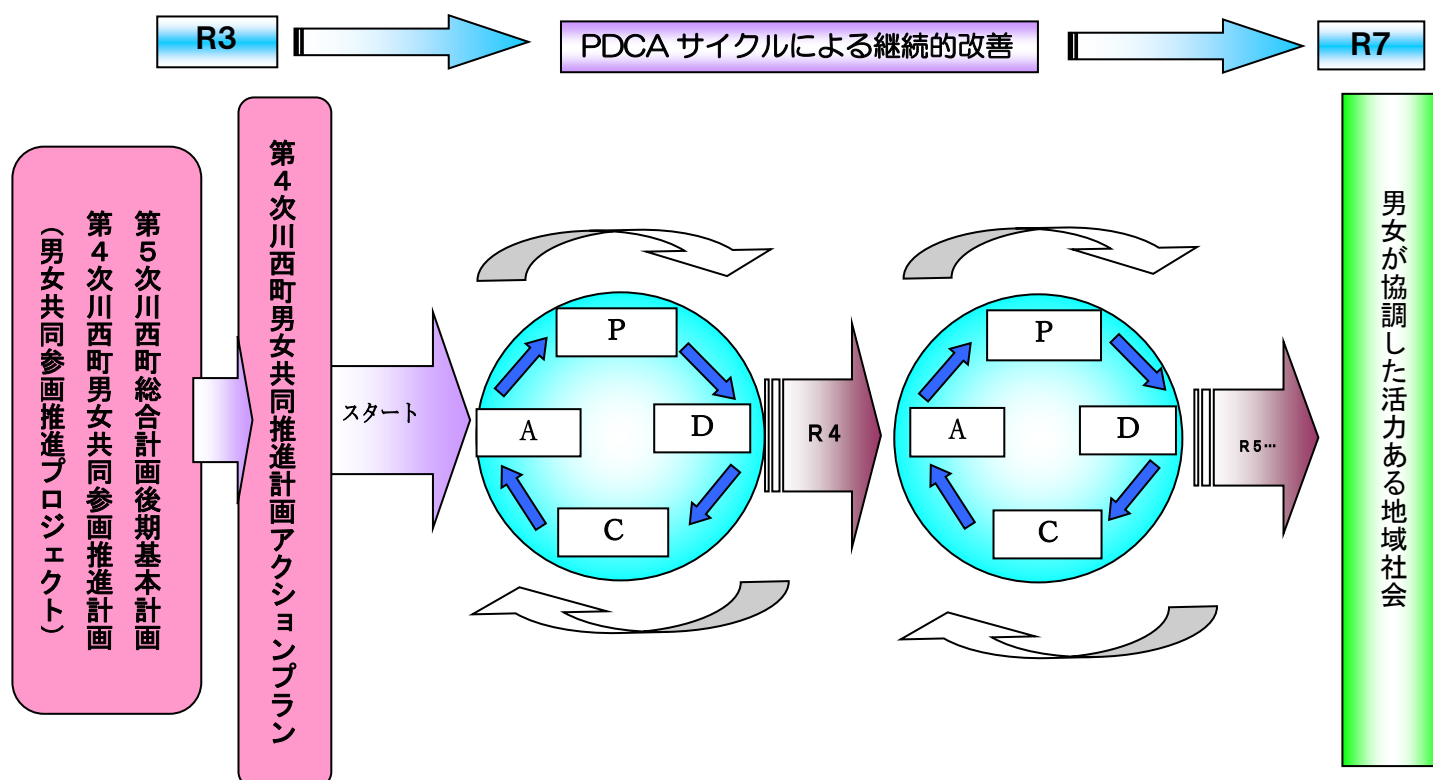
国や県における男女共同参画に関する会議等への参加を含め、情報交換等について協力・連携を深めます。

(5) 行政評価の活用

アクションプランは、全ての事務事業に対し男女共同参画の視点により見つめ直しながら推進を図ります。実行性を確保するための手段として、社会状況の変化に応じた取り組みや新しい視点を取り入れながら、PDCAサイクルを積極的に活用し、継続的に改善を図ります。



5年間の継続的改善イメージ



(6) 公表

各種の調査等により男女共同参画の状況を把握するとともに、本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表します。

付則

令和3年2月制定。

令和3年5月一部修正。